

昭和三十七年運輸省令第三十一号

海上保安庁職員服制

海上保安庁職員服制（昭和二十三年運輸省令第三十三号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（制服及び制帽）

第一条 海上保安庁職員（以下「職員」という。）の制服は、別表第一に定めるとおりとする。

2 職員の制帽は、別表第二に定めるとおりとする。

（そこで章等）

第二条 制服に付けるそで章、胸章又は肩章は、別表第三に定めるとおりとする。

2 制帽に付けるひさし章又はあごひも章は、別表第四に定めるとおりとする。

（制服及び制帽の着用）

第三条 職員は、海上保安庁長官（以下「長官」という。）が定める場合を除き、執務中、制服及び制帽を着用しなければならない。

（細目）

第四条 服制に関する細目は、長官が定める。

附 則

この省令は、昭和三十七年六月十日から施行する。

附 則（昭和三十九年三月一八日運輸省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年一月二七日運輸省令第七三号）

この省令は、昭和四十一年一月一日から施行する。

附 則（昭和四六年五月二二日運輸省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正前の海上保安庁職員服制別表第一の規定による第一種制服の上衣及びズボン、第三種制服のズボン、第四種制服の上衣及びズボン並びに第五種制服の上衣及びズボンは、改正後の海上保安庁職員服制別表第一の規定にかかわらず、なおこの省令の間、これを用いることができる。

附 則（昭和五三年一月二二日運輸省令第六四号）

この省令は、昭和五十四年一月一日から施行する。

附 則（昭和五四年五月三〇日運輸省令第二二号）

この省令は、昭和五十四年五月三〇日運輸省令第二二号）

この省令は、昭和五十四年五月三〇日運輸省令第二二号）

この省令は、昭和五十四年五月三〇日運輸省令第二二号）

この省令は、昭和五十四年五月三〇日運輸省令第二二号）

この省令は、昭和五十四年五月三〇日運輸省令第二二号）

この省令は、昭和五十四年五月三〇日運輸省令第二二号）

この省令は、昭和五十四年五月三〇日運輸省令第二二号）

この省令は、昭和五十四年五月三〇日運輸省令第二二号）

この省令は、昭和五十四年五月三〇日運輸省令第二二号）

この省令は、昭和五十四年五月三〇日運輸省令第二二号）

この省令は、昭和五十四年五月三〇日運輸省令第二二号）

この省令は、昭和五十四年五月三〇日運輸省令第二二号）

この省令は、昭和五十四年五月三〇日運輸省令第二二号）

この省令は、昭和五十四年六月一日から施行する。

附 則（昭和五五年九月一三日運輸省令第二八号）

この省令は、昭和五十五年九月二十七日から施行する。

附 則（昭和五六年一月一七日運輸省令第一号）

この省令は、昭和五十六年一月二十日から施行する。

附 則（昭和五七年六月一四日運輸省令第三号）

この省令は、昭和五十七年七月二十日から施行する。

附 則（昭和五九年七月一〇日運輸省令第二三号）

この省令は、昭和五十九年七月二十日から施行する。

1 この省令は、昭和五十九年七月二十日から施行する。

2 改正前の海上保安庁職員服制別表第一の規定による第四種制服の上衣、ズボン及びスカートの別表第二の規定による第一種制帽、第三種制帽及び第五種制帽並びに別表第三の規定による胸章は、改正後の海上保安庁職員服制別表第一、別表第二及び別表第三の規定にかかわらず、当分の間、なおこれを用いることができる。

附 則（平成四年一月一六日運輸省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正前の海上保安庁職員服制別表第一（二）の規定による第一種制服、第二種制服、第三種制服及び第四種制服のスカートは、改正後の海上保安庁職員服制別表第一（二）の規定にかかわらず、当分の間、なおこれを用いることができる。

附 則（平成一四年五月二四日国土交通省令第六三号）

この省令は、平成十四年六月一日から施行する。

附 則（平成二〇年八月一八日国土交通省令第七五号）

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

1 改正前の海上保安庁職員服制別表第二の規定による第三種制帽は、改正後の海上保安庁職員服制別表第二の規定にかかわらず、当分の間、なおこれを用いることができる。

2 改正前の海上保安庁職員服制別表第二の規定による第三種制帽は、改正後の海上保安庁職員服制別表第二の規定にかかわらず、当分の間、なおこれを用いることができる。

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

附 則（平成二五年五月二六日国土交通省令第四八号）

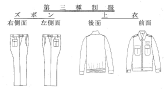
この省令は、平成二五年五月十六日から施行する。

別表第一（第一条関係）

（一）男子

第一種 制服種	第二種 制服種
上衣	甲上 衣
紺色のダブル背広型とする。前面には、船舶用コンパスの周囲に救命浮環を描いた金色のボタン各三個を二行に付け、ポケットを左上部に一個、左右下部に各一個を付ける。下部のポケットには、ふたを付ける。左右の肩には、外側の端をそで付けに縫い込み、えり側をボタンで留めた肩帯を付ける。	薄クリーム色のダブル背広型とする。前面には、船舶用コンパスの周囲に救命浮環を描いた金色のボタン各三個を二行に付け、ポケットを左上部に一個、左右下部に各一個を付ける。下部のポケットには、ふたを付ける。後面のすそを裂く。左右の肩には、外側の端をそで付けに縫い込み、えり側をボタンで留めた肩帯を付ける。

第三種 制服種	第四種 制服種
ズボン	上衣
紺色のジャンパー型とし、前立ては、淡青色とする。前面には、かくしボタン五個を一行に付け、ポケットを左右上部に各一個付ける。ポケットには、ふたを付け、かくしボタンで留める。左右の肩には、外側の端をそで付けに縫い込み、えり側をボタンで留めた淡青色の肩帯を付ける。	紺色の半そでシャツ型とし、前立ては、淡青色とする。前面には、かくしボタン六個を一行に付け、ポケットを左右上部に各一個付ける。ポケットには、ふたを付け、ボタン一個で留める。左右の肩には、外側の端をそで付けに縫い込み、えり側をボタンで留めた淡青色の肩帯を付ける。



第二種制服

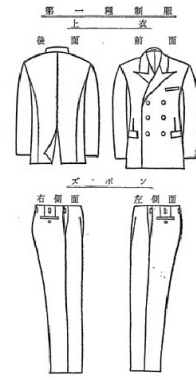
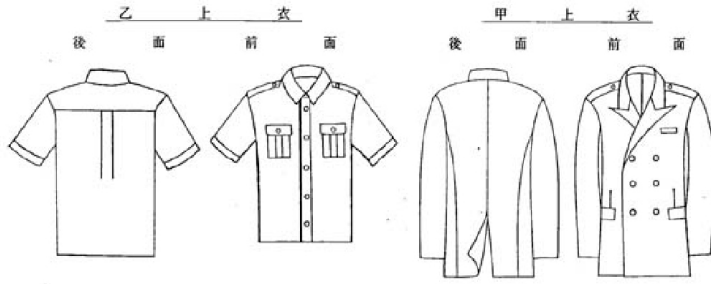
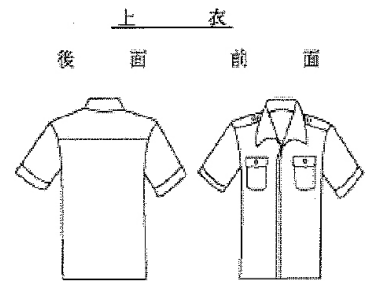


図	
ズボン	側をボタンで留めた淡青色の肩帯を付ける。形状は、図のとおりとする。
第三種制服のズボンと同じとする。	

(二) 女子

第二種制服	甲上衣	ズボン	スカート	第一種制服	上衣
	形状は、図のとおりとし、その他は、男子の第二種制服の甲上衣と同じとする。	紺色の長ズボンとする。ポケットを両わきに各一個付ける。ファスナーを前面中央に付ける。胸まわりにもぎれのパンドを付け、かぎホックで留める。形状は、図のとおりとする。	紺色のセミタイトスカートとする。後部にスリットを入れる。ポケット一個を右わきに付け、ファスナーを左わきに付ける。胸まわりにもぎれのパンドを付け、かぎホックで留める。形状は、図のとおりとする。		形状は、図のとおりとし、その他は、男子の第一種制服の上衣と同じとする。

第四種制服

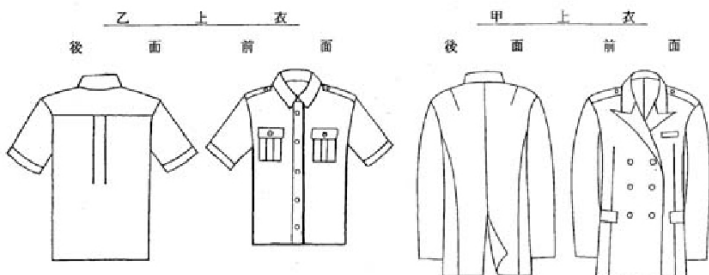


図

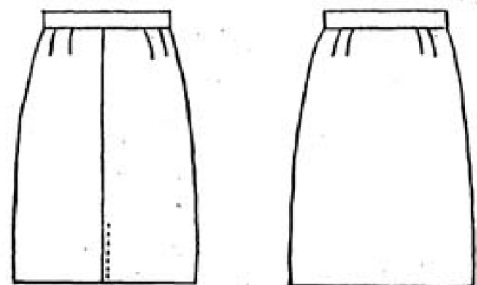


第四種制服		第三種制服		乙上衣	
ズボン	上衣	ズボン	上衣	ズボン	スカート
男子の第四種制服のズボンと同じとする。	形状は、図のとおりとし、その他は、男子の第四種制服の上衣と同じとする。	男子の第三種制服のズボンと同じとする。	形状は、図のとおりとし、その他は、男子の第三種制服の上衣と同じとする。	薄クリーム色とし、その他は、第一種制服のスカートと同じとする。	薄クリーム色とし、その他は、第一種制服のスカートと同じとする。
					形状は、図のとおりとし、その他は、男子の第二種制服の乙上衣と同じとする。

第二種制服



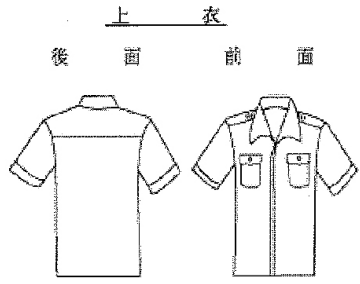
スカート



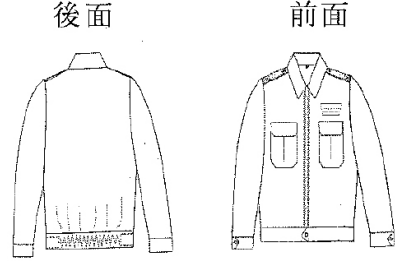
別表第二（第一条関係）

第一種 帽	紺色（天井及びまわりの部分にあつては白色）の円型とする。黒革製の前ひさし及びあごひもを付ける。あごひもの両端は、船舶用コンパスの周囲に救命浮環を描く。
-------	---

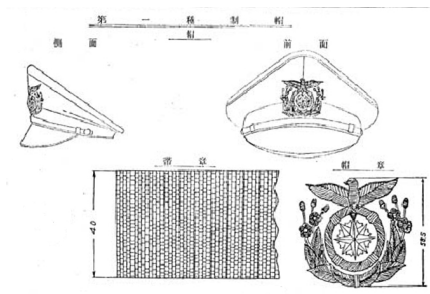
第四種制服



第三种制服 上衣



図（数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。）



第二種 帽	帯章	帽章
紺色の半球型とする。ともぎれの前ひさし及び合成樹脂製のあごひもを付ける。あごひもの両端は、船舶用コンパスの周囲に救命浮環を描いた紺色のボタン一個で留める。前面には、金色の船舶用コンパス及びきよつ光並びに銀色の「JAPANESE COAST GUARD」の文字を配する。	紺色の斜子織とし、帽の周囲に巻く。形状及び寸法は、図のとおりとする。	た金色のボタン一個で留める。形状は、図のとおりとする。金属製の銀色の船舶用コンパスに金色のきよつ光を配したものと並びに金モール製の救命浮環、かもめ及び梅模様を紺色の台地に配する。形状及び寸法は、図のとおりとする。

(二) 女子

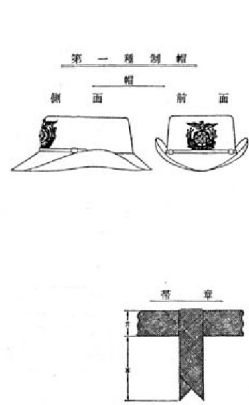
第一種 帽	帯章
紺色（天井及びまわりの部分にあつては白色）の円型とする。黒革製のあごひもを付ける。あごひもの両端は、船舶用コンパスの周囲に救命浮環を描いた金色のボタン一個で留める。形状は、図のとおりとする。	紺色の平織とし、帽の周囲に巻き、後面に下げ

第二种制服 帽



胸章	帯章
その他の黒色ラシヤの台地に銀モール製の船舶用コンパス及び救命浮環を組み合わせたものを配する。	長官、次黒色ラシヤの台地にしま織金線及び海び金モール製の船舶用コンパスを配する。
海上保安黒色ラシヤの台地にしま織金線及び海び金モール製の船舶用コンパスを配する。	海上保安黒色ラシヤの台地にしま織金線及び海び金モール製の船舶用コンパスを配する。
補 黒色ラシヤの台地に金属製の金色（海上保安学校の学生にあつては	補 黒色ラシヤの台地に金属製の金色（海上保安学校の学生にあつては

別表第三（第一条関係）

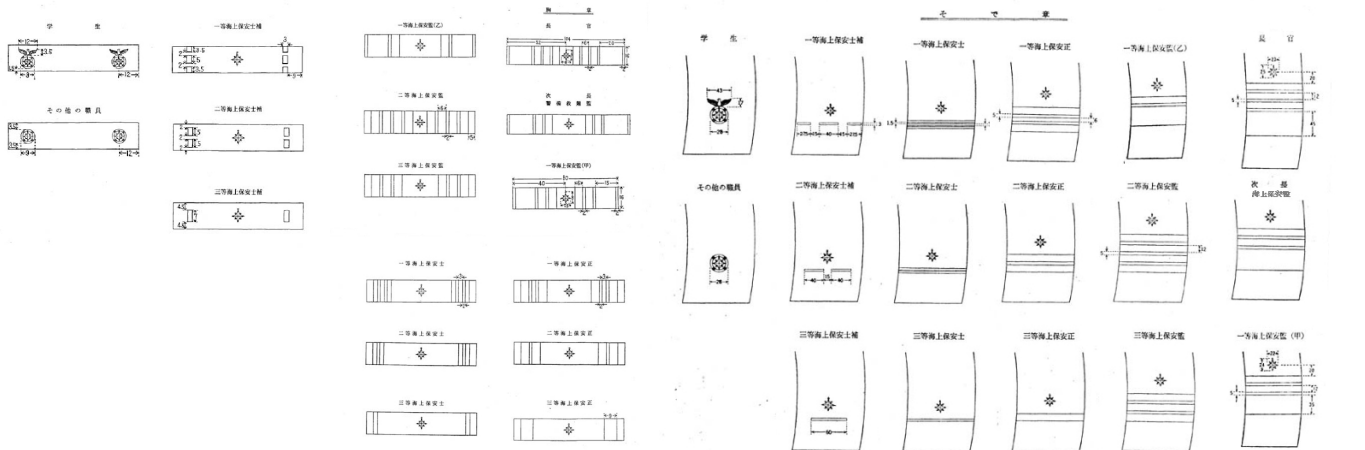


図（数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。）

第二種制服 帽
形状及び寸法は、図のとおりとする。男子の第二種制服帽と同じとする。

形状及び寸法は、それぞれ図のとおりとする。  
備考 それぞれの図において、一等海上保安監(甲)とは、管区海上保安本部長その他これと同等以上の官職にあるものとして長官が定める一等海上保安監をいい、一等海上保安監(乙)とは、一等海上保安監(甲)以外の一等海上保安監をいう。  
図(数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。)

肩章	その他の職員	長官、次長及び海軍上保安監	一等海上保安監	二等海上保安監	海上保安官及び海上保安補	学生	その他の職員
金属製の銀色の船舶用コンパス、救命浮環及びかもめを組み合わせたものを配する。	黒色ラシヤの台地に金属製の銀色の船舶用コンパス及び救命浮環を組み合わせたものを配する。	黒色ラシヤの台地に金モールを張り、その上に金モール製の船舶用コンパス及び船舶用コンパスの周囲に救命浮環を描いた金色のボタン一個を配する。	黒色ラシヤの台地に金モールを張り、その上に金属製の金色の船舶用コンパス及び船舶用コンパスの周囲に救命浮環を描いた金色のボタン一個を配する。	黒色ラシヤの台地にしま織金線、保安監以金属製の金色の船舶用コンパス及び船舶用コンパスの周囲に救命浮環を描いた金色のボタン一個を配する。	黒色ラシヤの台地に金モール製(海上保安学校の学生にあつては銀モール製)の船舶用コンパス、救命浮環及びかもめを組み合わせたもの並びに船舶用コンパスの周囲に救命浮環を描いた金色のボタン一個を配する。	黒色ラシヤの台地に金モール製の船舶用コンパス及び救命浮環を組み合わせたもの並びに船舶用コンパスの周囲に救命浮環を描いた金色のボタン一個を配する。	黒色ラシヤの台地に銀モール製の船舶用コンパス及び救命浮環を組み合わせたもの並びに船舶用コンパスの周囲に救命浮環を描いた金色のボタン一個を配する。



別表第四(第二条関係)  
ひさし章 金モール製の梅模様とする。  
あごひも章 しま織金線とする。  
形状は、図のとおりとする。

